

**ベビーシッター派遣事業実施要綱  
平成 30 年度の主な変更点**

**【割引券の発行申込みについて】**

平成 29 年度	平成 30 年度 変更点
承認申込書、割引券申込書の送付時に返送用の 82 円切手を同封する。	承認申込書の送付時に返送用の 82 円切手を同封する。 ただし、割引券の追加申込などで割引券申込書のみを送付する場合には切手は不要とし、郵送のほか、メールもしくは FAX による申込みも可能
割引券利用手数料の請求書を郵送する。	割引券利用手数料の請求書を郵送することに加え、希望によりメールもしくは FAX での受け取りを追加で選択することが可能（割引券申込書に選択欄があり）。

**【割引券の交付用半券が廃止され新たに割引券管理簿を作成します】**

平成 29 年度	平成 30 年度 変更点
割引券は、交付用半券、報告用半券、割引券本券の 3 片式。	割引券は、報告用半券、割引券本券の 2 片式。 従来の交付用半券に変わり新たに割引券管理簿を作成する（管理簿の作成は実施要綱を参照のこと）。
9 月末と 3 月末で整理した割引券台帳の写しと照合した交付用半券を協会に提出する。	9 月末と 3 月末で整理した割引券台帳の写しと確認した報告用半券を協会に提出する。 ※ 割引券管理簿は事業主において保管する。

**【割引券（通常分）の使用方法が一部変更されます】**

平成 29 年度	平成 30 年度 変更点
対象者は、配偶者が就労している場合のほか、配偶者の入院、通院によるものとする。	対象者は、配偶者の就労、病気療養、求職活動、就学、職業訓練等、ひとり親家庭であること。 ※ 求職活動では面接日など、職業訓練では訓練日であることを証明するものを事業主に提出する。

※ 変更部分の詳細は、平成 30 年度ベビーシッター派遣事業実施要綱をご覧ください。